

「整備財産の処分申請に係る取扱等」
(社会保険診療報酬支払基金分)

区分	処 分 申 請 の 内 容			処分申請の承認に当たっての条件
	一般的な処分事例	助成時の整備財産	処分後の整備財産	
1 目的に 反して 使用	介護保険の給付対象事業用として使用（転用）			次の1～3の条件を付す。 1 再度財産処分する場合は、新たに理事長の承認を受けること。 2 財産処分にあたり収入があった場合は、その収入を基金に納付させることがあること。 3 財産は善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運営を図ること。
	事業者の負担により同等以上の同種の財産を別に取得し、事業を継続		 ↓	
	整備財産は取壟すが、事業者の負担により同等以上の同種の財産を取得し、事業を継続		取壟し ↓	
2 譲 渡	助成金交付の目的の事業を廃止			(条件を付さない) ※ 返還額は処分制限期間の残存年数を基に算出
	他の医療法人、社会福祉法人に無償譲渡（同事業を継続）			
3 交 換	他の医療法人、社会福祉法人に有償譲渡			(条件を付さない) ※ 返還額は原則譲渡金額に助成率を乗じて算出
	同等以上のものと交換			
4 貸 付	同等未満のものと交換			上記1～3に次の4を加えた4つの条件を付す。 4 財産は助成金の交付の目的に使用すること。
	他の医療法人、社会福祉法人に無償貸付（同事業を継続）			
	他の医療法人、社会福祉法人に有償貸付			上記1～3に次の4を加えた4つの条件を付す。 4 財産は助成金の交付の目的に使用すること。

注1. 社会保険診療報酬支払基金が[医療法人等事業者]に対し交付した施設等整備に係る助成金は次のとおり。

① 特別保健福祉事業費助成金（平成5年度確定分から平成10年度確定分）

② 老人保健拠出金事業助成金（平成6年度確定分から平成11年度確定分）

＜参考（整備事業名及び助成状況）＞

- ◆ (介護) 老人保健施設整備・・・・・・・①及び②を交付
- ◆ 老人訪問看護ステーション整備・・・②のみ交付
- ◆ 療養型病床群転換整備・・・・・・・②のみ交付（平成8年度～平成11年度）

2. 医療法人等事業者において、財産処分に該当する事例が生じた場合は、各年度の助成金交付要領の定めに基づく別添の「助成金により取得した整備財産の処分承認申請について」による申請が必要となります。
 ただし、厚生労働省告示の処分制限期間内の整備財産に限ります。

3. は「助成金の返還なし」、及びは「助成金の返還あり」を表します。

4. は「交付の目的の事業の継続あり」、は「交付の目的の事業の継続あり又はなし」を表します。